

別添

エアバス式BK117D-3型(JA794U)ヘリコプター

耐空証明更新点検整備仕様書

京都府警察本部

1 総則

(1) 適用範囲

この仕様書は、京都府警察本部が保有するエアバス式BK117D-3型(JA794U)ヘリコプターの耐空証明更新点検整備に伴う所要の整備に適用する。

(2) 整備の発注

本整備は京都府警察本部（以下「発注者」という。）が航空機整備業者（以下「受注者」という。）に発注して行う。

(3) 技術基準

本整備を行うに当たり、適用する技術基準は次に示すとおりとする。

ア 航空法、同法施行令、同法施行規則及び耐空性審査要領

イ エアバス式BK117D-3型(JA794U)ヘリコプター

機体及びエンジン・メンテナンスマニュアル

機体及びエンジン・パーツカタログ

機体及びエンジン・サービスブリテン

機体及びエンジン・サービスニュース

機体ワイヤリングダイアグラムマニュアル

機体エアワージネスリミテーションズセクション

機体マスターサービシングマニュアル

ウ 耐空性改善通報

エ 各装備品関係文書、受注者側技術基準、その他参考資料等

2 履行期間

契約日から令和8年3月31日まで

3 機体の引渡し等

(1) 本整備は、受注者の整備施設において実施すること。

(2) 発注者から受注者への機体の引渡しは、受注者の整備施設において、両者立会の上行うものとする。

(3) 受注者から発注者への機体の引渡しは、整備完了後、発注者が完成検査を行い、当該検査に合格した時点で完了するものとする。なお、完成検査前に受注者は航空機燃料「ジ

ェットA-1」を満タンにしておくこと。

4 整備日程

受注者は、発注者の指示に基づいて整備日程表を作成し、発注者の承認を受け整備を実施するものとする。また、何らかの理由で整備日程が延長する場合には、発注者と協議するものとする。

5 部品、材料及び治工具等

本整備に必要な部品、材料、治工具、燃料、潤滑油、作動油等は、原則として受注者が準備すること。

6 基本整備

別紙「点検整備内容確認書」のとおりとする。

7 中間検査

(1) 基本整備完了後、発注者は履行確認のため検査（以下「中間検査」という。）を行うこととする。中間検査に合格しない場合、受注者は直ちに補修し発注者の検査を受けること。

(2) 受注者は基本整備時に新たに判明した、耐空証明の更新検査合格に必要な整備箇所を発注者に提案すること。

8 追加整備

受注者は変更契約締結後、次の内容の整備を実施すること。

(1) 7の(2)のうち発注者が必要と判断したもの

(2) 耐空改善通報のうち発注者が必要と判断したもの

(3) サービスブリティン等に基づく点検及び発注者が必要と判断したもの

9 完成検査

追加整備完了後、発注者は追加整備の履行確認及び耐空証明更新検査の合格基準との適合確認のため検査（以下「完成検査」という。）を行うこととする。完成検査に合格しない場合、受注者は直ちに補修し発注者の検査を受けること。

10 提出書類

受注者は、次の書類を作成し発注者に提出するものとする。

(1) 検査成績表 2部

- ア 部品検査記録 (中間検査時)
- イ 組立調整記録 (整備完了後)
- ウ 重量重心記録 (整備完了後)
- エ 飛行試験記録 (整備完了後)

(2) 来歴簿

必要事項を記入の上、完成検査時に提出すること。

(3) 整備日程表

(4) その他発注者が特別に必要と認めた書類及び資料等

11 特許権等の使用

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、整備方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

12 その他

- (1) 本仕様において特に明記のないもの又は内容に疑義が生じた場合は、整備前に発注者と協議の上決定し、実施すること。
- (2) 本整備実施に当たり、当然必要な付帯的なものについては、受注者の負担にて実施すること。

1 搬入・領収検査等 (1) 機体400時間点検、エンジン200時間点検
2 機体整備 (1) 100時間点検 (2) 400時間点検 (3) 1ヶ月点検 (4) 6ヶ月点検 (5) 12ヶ月点検 (6) 24ヶ月点検 (7) 3000時間又は12ヶ月点検 (8) 2年点検
3 発動機整備 (1) 15時間又は7日間点検 (2) 25時間点検 (3) 200時間点検 (4) 800時間又は24ヶ月点検
4 潤滑作業 (1) ハイドロオイル交換 (12ヶ月毎) (2) ハイドロポンプシャフトの給油 (400時間又は12ヶ月毎) (3) スワッシュプレートベアリングの給油 (12ヶ月毎) (4) MGBオイル交換 (400時間又は12ヶ月毎) (5) TGBオイル交換 (400時間又は12ヶ月毎) (6) ローターブレーキオイル交換 (800時間又は36ヶ月毎) (7) エンジンオイル交換 (800時間又は24ヶ月毎)
5 サーキュラー、TCD、SB等 (1) TCD-10015A-2022 (110時間毎) (2) サーキュラー3-010 (24ヶ月毎) (3) サーキュラー3-011 (24ヶ月毎) (4) サーキュラー3-015 (50時間毎) (5) サーキュラー3-023 (CVFDR点検実施時)
6 任意装備品 (1) NVIS (暗視画像システム) 適合化改修 (12ヶ月毎) (2) NVIS (暗視画像システム) の構成変更 (24ヶ月毎) (3) 航空機衝突防止装置 (12ヶ月毎) (4) 機外ホイストブームの各部点検、機能検査 (6ヶ月毎) (5) 地図情報表示装置 (12ヶ月毎) (6) 100VAC電源装置 (12ヶ月毎) (7) 機外拡声装置 (12ヶ月毎) (8) ホイストカメラ装置 (12ヶ月毎) (9) アフト・アビオニクスベイ換気装置 (12ヶ月毎) (10) 警察無線装置 (12ヶ月毎) (11) 機内講話装置の変更 (12ヶ月毎) (12) 衛星通信システム (12ヶ月毎) (13) マルチステップマウント (12ヶ月毎) (14) ヘリコプターテレビ用機上設備 (12ヶ月毎) (15) カメラ部1 防振装置 (400稼働時間) (16) カメラ部2 防振装置 (1年毎)
7 その他 (1) KHI 瑕疵対応 (2) HTAWS アップデート (3) 地図情報表示装置 GPS地図データの更新 (4) 無線機表示部 (NVISフィルター) の修理 (5) 無線機器機能検査 (TAB検査用データ) (6) 各種防錆作業 (7) 搬入・領収検査 (8) 地上検査 (9) 飛行検査 (10) バッテリーオーバーホール (温度センサ含む) 1台 (11) ショックマウント交換 (MSM 05-11-00 OTL) (部品官給) (12) 各無線機器脱着受領検査 (13) 耐空証明更新 (年次点検含む) (14) M/Rのトラッキング (15) 磁気コンパス系統の較正